

公的個人認証サービス

利用者ガイド

公的個人認証サービス
共通基盤事業運用会議

公的個人認証サービス共通基盤事業運用会議とは

公的個人認証サービス共通基盤事業運用会議は、公的個人認証サービスを提供する都道府県がサービスの提供にあたり、相互に協力し、均質的で信頼性の高いサービスを全国的に確保普及することを目的として、都道府県間の連絡調整や公的個人認証サービスの運営に関する重要な事項の議決等を行う組織です。

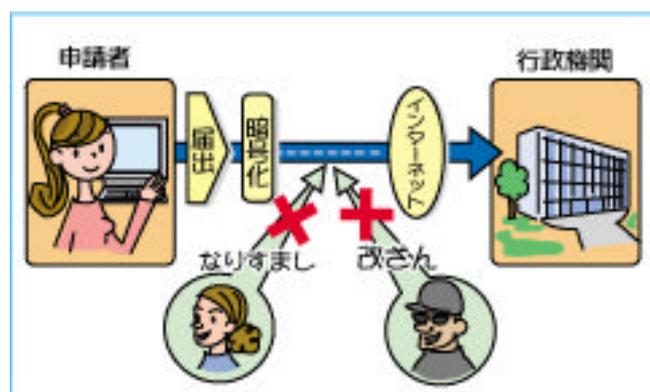
— 目次 —

1.	公的個人認証サービスとは	1
2.	電子署名について	2
3.	電子証明書について	3
4.	公的個人認証サービスをご利用になるには	4
	(1) 住民基本台帳カードの交付を受けるには（市区町村窓口での手続）	4
	(2) ICカードリーダーライタの準備について	5
	(3) 電子証明書の発行を受けるには（市区町村窓口での手続）	5
	(4) 電子証明書の利用をやめるには（電子証明書の失効申請／届出を行うには）	7
	(5) 電子証明書の内容を表示するには	10
	(6) パスワードを変更するには	11
	(7) パスワードを忘れてしまったら	11
	(8) 電子証明書を利用して電子申請を行うには	12
	(9) 自分の電子証明書の有効性を確認するには	14
	(10) 都道府県知事の自己署名証明書が正しいことを確認するには	15

1. 公的個人認証サービスとは

今後、様々な行政手続がインターネットを通じてできるようになります。この際、利用者の方が安心してインターネットを通じた行政手続を行うためには、他人によるなりすまし申請が行われていないことや、利用者からインターネットを通じて送信される電子データが途中で改ざんされていないことを行政機関が確認する機能が必要になります。

公的個人認証サービスとは、利用者の方が使用する電子証明書を交付し、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんなどを防ぐための機能を、全国どこに住んでいる人に対しても、安い費用で提供するものです。



2. 電子署名について

電子署名とは、暗号技術などを利用し、電子文書等のなりすましや改ざんを防止する技術の一つです。

一定の要件を満たした電子署名の施された電子文書等は、「電子署名及び認証業務に関する法律」により「本人の意思に基づいて作成されたもの」（真正に成立したもの）であると推定されます。

利用者が電子文書等に電子署名を施すためには、秘密鍵とよばれるデータが必要になります。また、行政機関が受けとった電子文書等に施された電子署名を確認するためには、秘密鍵に対応した公開鍵と呼ばれるデータが記載された電子証明書を電子文書に添付しなければなりません。

公的個人認証サービスは、利用者が電子申請などを行う際の電子署名に利用する電子証明書を都道府県知事が発行するサービスです。また、必要となる秘密鍵と公開鍵のペアは利用者自身が市区町村窓口に設置された鍵ペア生成装置で IC カード内に生成します。

（ただし、当面は住民基本台帳カードのみが使用できます。）



公的個人認証サービス利用者の注意事項

- 電子署名は自署や押印に相当する法的効果を認められ得るものであることから、利用者は十分な注意をもって秘密鍵、利用者の秘密鍵を格納した IC カード及びパスワードを安全に管理しなければなりません。また、パスワードについては定期的に変更することをお勧めします。
- 利用者は、ポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) に掲載されている公的個人認証サービス利用者規約に記載されている事項を確認する必要があります。

3. 電子証明書について

公的個人認証サービスの電子証明書はお住まいの都道府県の知事より発行されます。また、電子証明書の発行はお住まいの市区町村窓口で受けることができます。

電子証明書には利用者から行政機関へインターネットを通じて送信される電子データが利用者本人により作成されたことを行政機関が確認するために、住民基本台帳に記録された氏名、住所、生年月日、性別と、利用者が電子署名のために使用する秘密鍵に対応した公開鍵が記載されます。また、電子証明書には都道府県知事による電子署名が施されており電子証明書が偽造されていないことを確認できるようになっています。

電子証明書は発行の日から3年間有効です。また、有効期間中であっても引越しによる住所の変更や結婚による氏名の変更の場合などのように、電子証明書の記載事項に変更が生じた場合は無効となります。

電子証明書は、他人に不正使用されないよう市区町村窓口で利用者本人のICカードに格納されます。(ただし、当面は住民基本台帳カードのみが使用できます。)

電子証明書のイメージ図

証明書Viewer - 利用者証明書	
基本	詳細
氏名	公的 一郎
生年月日	昭和52年11月7日
性別	男
住所	東京都港区虎ノ門5丁目
発行年月日	平成16年4月1日
有効期間の満了日	平成19年3月31日
発行者	東京都知事
HTML表示	
閉じる	

4. 公的個人認証サービスをご利用になるには

公的個人認証サービスを利用した電子申請を行うための流れは次のようになります。

●お住まいの市区町村窓口で住民基本台帳カードの交付を受けてください。（電子証明書は住民基本台帳カードに格納されません。）

●電子申請などに使用するインターネットに接続されたパソコンと、パソコンで電子証明書を利用するために必要となるICカードリーダーライタの準備が必要です。

●お住まいの市区町村窓口で電子証明書の発行を受けてください。（電子証明書は住民基本台帳カードに格納されます。）

●ご使用になるパソコンにICカードリーダーライタを接続してください。また、ポータルサイトから利用者クライアントソフトをダウンロードし、インストールしてください。（パソコンの環境やインストールする利用者クライアントソフトについては、ご利用になる電子申請のサイトで確認してください。）

ご利用になる電子申請の手順に従って、電子申請のソフトウェアの準備（ダウンロード、インストールなど）を行ってください。（手順などはご利用になる行政手続によって異なります。）

（1）住民基本台帳カードの交付を受けるには（市区町村窓口での手続）

住民基本台帳カードの交付を受ける手続については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

(2) ICカードリーダーダライタの準備について

お住まいの市区町村から交付された住民基本台帳カードに対応したICカードリーダーダライタについては、お住まいの市区町村にお問合せいただくか、公的個人認証サービスポータルサイトの「サービスの利用に必要なとなるICカードリーダーダライタについて」メニューを参照してください。

(3) 電子証明書の発行を受けるには（市区町村窓口での手続）

お住まいの市区町村窓口で電子証明書の発行を受けることができます。（受付窓口については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。）

電子証明書の発行手続の流れは次のようになります。

電子証明書の発行申請に必要なもの

電子証明書の発行申請を行うためには次のものが必要となります。

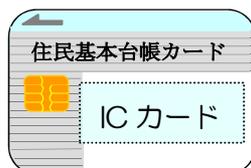
ICカード	住民基本台帳カードを取得してください。 市区町村窓口で取得できます。
本人確認のために必要な資料	写真つきの公的な証明書 （詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください）
発行手数料	500円

写真つきの公的な証明書(例)

パスポート／免許証／住民基本台帳カードなど

電子証明書の発行申請手続の流れ

- ① ご本人の住民基本台帳カード（以下 IC カードと呼ぶ）など電子証明書発行申請に必要なものを持って、市区町村窓口へ行きます。



- ② 電子証明書新規発行申請書を提出し、写真付きの公的な身分証明書（免許証など）を提示します。



- ③ 市区町村窓口には設置されている鍵ペア生成装置に IC カードをセットし、画面の表示に従って電子証明書の発行に必要な鍵ペアを生成します。



- ④ 市区町村窓口には IC カードを提出し、電子証明書を IC カードに記録します。



- ⑤ IC カードと電子証明書の写しを受取り、手数料を支払います。
(この際に、利用のご案内をお渡しします。)

(4) 電子証明書の利用をやめるには（電子証明書の失効申請／届出を行うには）

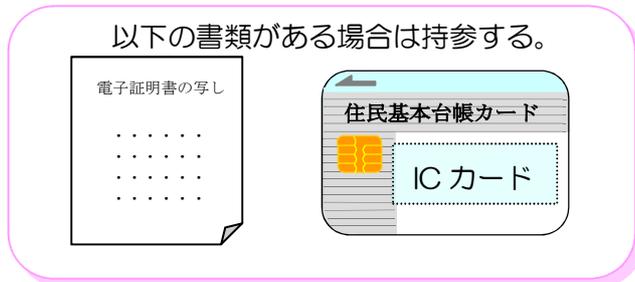
電子証明書の利用をやめる時には、電子証明書の失効申請を行ってください。電子証明書の失効申請/届出は、市区町村窓口もしくはインターネット（オンライン窓口）で行うことができます。

ただし、以下の場合は、必ず市区町村の窓口ですみやかに電子証明書の失効の届出を行ってください。

- IC カードを紛失した場合
- IC カードが盗まれた場合
- 破損・故障などにより IC カードが使用できなくなった場合
- IC カードを他人に不正に使用された場合
または不正使用された可能性が生じた場合 など

A: 市区町村窓口で電子証明書の失効申請／届出を行うには

- ① 電子証明書の入った IC カードまたは電子証明書の写しがある場合はそれらを持って市区町村窓口に行きます。



- ② 電子証明書失効申請／秘密鍵漏えい等届出書を提出し、写真付きの公的な身分証明書（免許証など）を提示します。



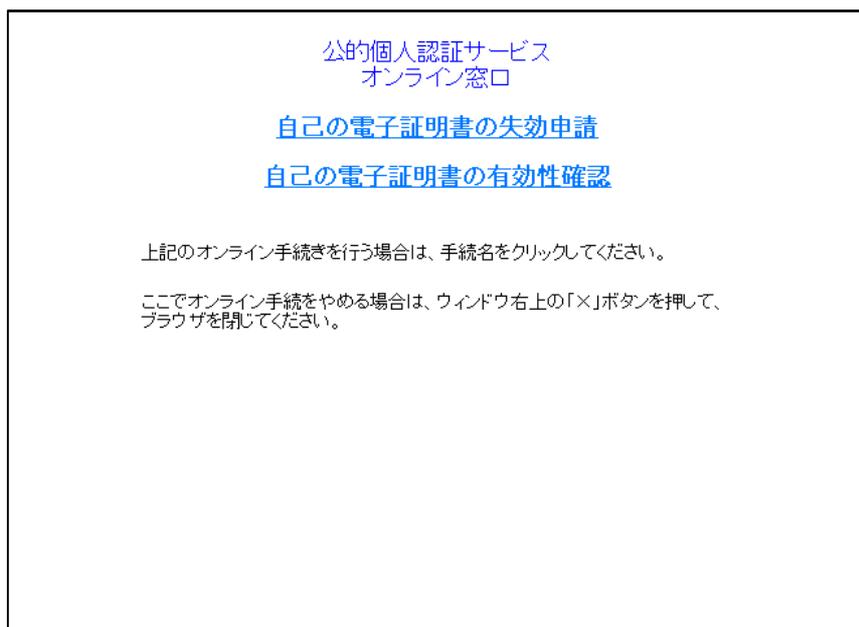
- ③ 失効させる電子証明書が格納された IC カードがある場合は当該 IC カードを提出します。
- ④ 電子証明書失効申請等受理通知書を受取ります。

B: インターネット（オンライン窓口）で電子証明書の失効申請を行うには

インターネット（オンライン窓口）で電子証明書の失効申請を行うことができます。
失効申請を行うには、インターネットに接続されたパソコンと IC カードリーダライタ
が必要です。

インターネットで電子証明書の失効を行うには、公的個人認証サービスポータルサ
イトの「オンライン窓口」メニューを参照してください。

オンライン窓口画面 イメージ図

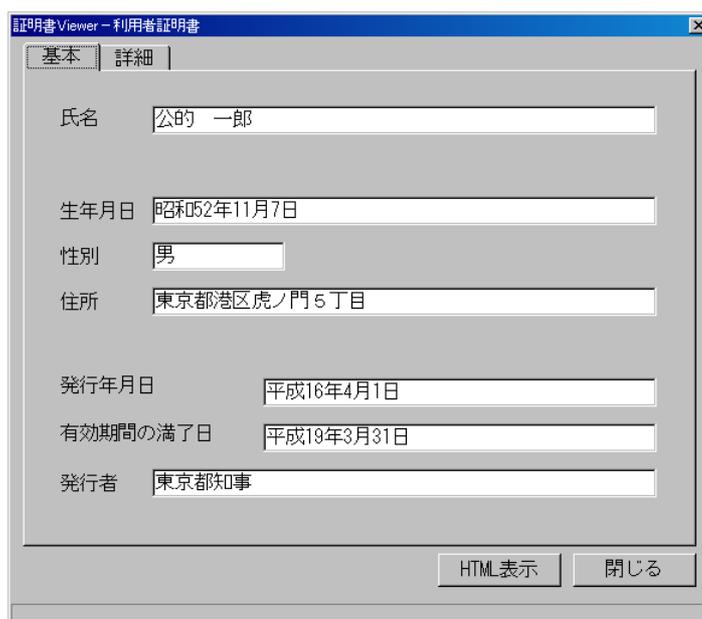


(5) 電子証明書の内容を表示するには

市区町村窓口で交付された電子証明書の内容を、自宅のパソコンでご覧になるには、ポータルサイトからダウンロードにより入手していただく利用者クライアントソフトおよびICカードリーダーライターが必要になります。

利用者クライアントソフトのご使用方法については、ポータルサイトに掲載されている取扱い説明書を参照してください。

電子証明書の表示（例）

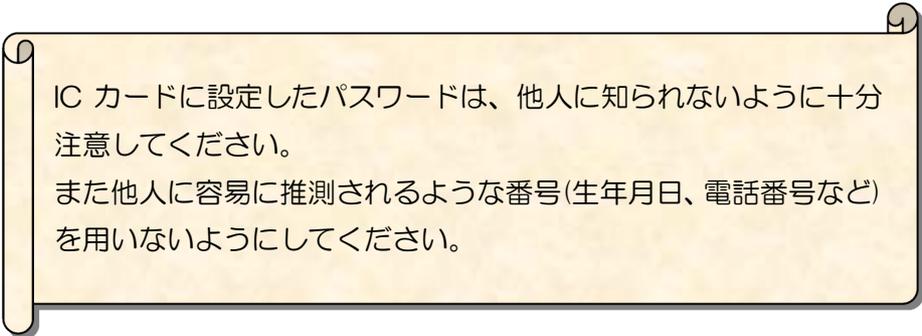


項目	内容
氏名	公的 一郎
生年月日	昭和52年11月7日
性別	男
住所	東京都港区虎ノ門5丁目
発行年月日	平成16年4月1日
有効期間の満了日	平成19年3月31日
発行者	東京都知事

(6) パスワードを変更するには

IC カードに設定された公的個人認証サービスのパスワードを自宅のパソコンで変更するには、ポータルサイトからダウンロードにより入手していただく利用者クライアントソフトおよびICカードリーダーが必要になります。

パスワードの変更は、市区町村窓口で設置された鍵ペア生成装置でも行えます。鍵ペア生成装置で変更する際は、市区町村窓口でパスワード変更申請を行ってください。



IC カードに設定したパスワードは、他人に知られないように十分注意してください。
また他人に容易に推測されるような番号(生年月日、電話番号など)を用いないようにしてください。

(7) パスワードを忘れてしまったら

パスワードを忘れてしまった場合は、市区町村窓口でパスワード初期化の申請を行ってください。

なお、パスワードは5回連続して誤ると不正使用防止のためICカードが使用できなくなります(ロックされます)。この場合は、市区町村窓口でパスワードロック解除の申請を行ってください。

(8) 電子証明書を利用して電子申請を行うには

公的個人認証サービスで発行された電子証明書を利用して、各行政機関が提供しているインターネットを利用したオンライン申請・届出システムのサービスを利用することができます。

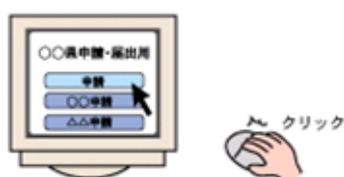
4 ページの準備が完了した後の電子申請の手続の流れ（イメージ）は次のようになります。

（手続によって手順が異なります。）

- ① 自宅のパソコンから申請や届出を行いたい行政機関のホームページを開きます。（自宅のパソコンにあらかじめ必要なソフトをインストールしておく必要があります。）



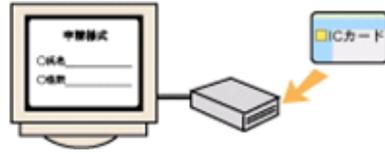
- ② 利用したい申請/届出の項目のページを開きます。



- ③ 申請や届出に必要な項目（氏名・住所など）を入力します。



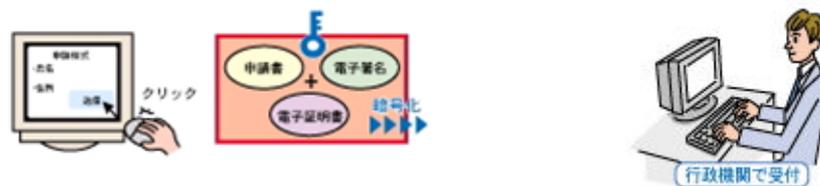
- ④ 電子証明書が記録された IC カードを IC カードリーダーにセットし、パスワードを入力します。



- ⑤ 電子署名ボタンをクリックすると、IC カードとパソコンの間で情報がやり取りされ、申請書に電子署名が行われます。



- ⑥ 送信をクリックすると、申請書、電子署名及び電子証明書が行政機関に送信されます。



(9) 自分の電子証明書の有効性を確認するには

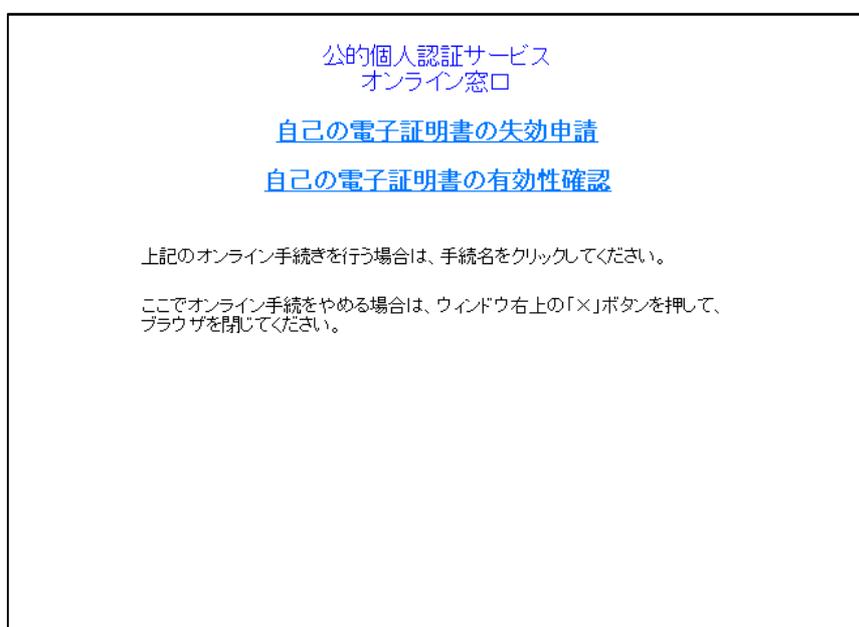
電子証明書は、有効期間が満了した時や電子証明書に記載された事項に変更が生じた場合などには失効します。

電子申請などを行う前に、電子証明書の有効期間が過ぎていないことを確認するには、利用者クライアントソフトで電子証明書の内容を表示してください。

また、IC カードに格納された自分の電子証明書が失効していない（効力を失っていない）ことの確認（有効性確認）は、インターネット（オンライン窓口）で行うことができます。

インターネットで電子証明書の有効性確認を行うには、公的個人認証サービスポータルサイトの「オンライン窓口」メニューを参照してください。

オンライン窓口画面 イメージ図



(10) 都道府県知事の自己署名証明書が正しいことを確認するには

IC カードに格納された都道府県知事の自己署名証明書が確かに都道府県知事が発行した正しいものであることは、フィンガープリントを確認することによって確認することができます。

フィンガープリントとは拇印や指紋という意味で、自己署名証明書のデータから計算される数値です。お手持ちの自己署名証明書のフィンガープリントと、利用のご案内などにより通知されたフィンガープリントが一致することを確認することで、自己署名証明書が正しいことを確認できます。

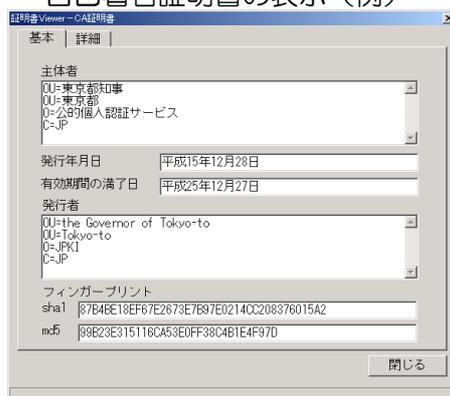
IC カードに格納された都道府県知事の自己署名証明書のフィンガープリントは、ポータルサイトからダウンロードにより入手していただく利用者クライアントソフトの証明書表示機能を使用して確認することができます。

また、都道府県認証局の自己署名証明書のフィンガープリントは、次の方法で通知されています。

- 電子証明書の発行を受ける時に渡される「利用のご案内」
- 公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) など

公的個人認証サービスのブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリントについても同様にご確認ください。

自己署名証明書の表示（例）



自己署名証明書とは：認証局が自身を証明するために発行する証明書（＝認証局の証明書）です。

禁・無断転載

公的個人認証サービス 利用者ガイド